



熊本県公報

第 1 2 0 6 2 号

平成 23 年 11 月 15 日 (火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課) 1
○指定介護予防サービス事業者の指定	(") 1
○指定居宅サービス事業者の指定	(") 1
○指定居宅サービス事業者の指定	(") 2
○指定介護予防サービス事業者の指定	(") 2
○指定居宅介護支援事業者の指定	(") 2
○障害者自立支援法に基づく事業者の廃止	(障がい者支援課) 2
○障害者自立支援法に基づく事業者の辞退	(") 3
○道路の区域変更	(道路保全課) 3
公 告	
○道路の位置の指定	(建築課) 4
○道路の位置の指定	(") 4
○道路の位置の指定	(") 4
○道路の位置の指定	(") 4
○県が設置する公の施設における指定管理者の募集 (三角港波多マリーナ)	(港湾課) 4
○熊本都市計画道路の変更 (熊本県決定)	(都市計画課) 6
○菊池都市計画及び泗水都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更	(") 6
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(建築課) 7
正 誤	
○平成 23 年 11 月 1 日熊本県公報第 1 2 0 5 8 号目次中	(県政情報文書課) 7

告 示

熊本県告示第 1 1 3 6 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 1 2 3 号) 第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 3 年 1 1 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護事業所夕葉町 八代市夕葉町 7 番地 3	医療法人明朋会	平成 2 3 年 1 1 月 7 日

熊本県告示第 1 1 3 7 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 1 2 3 号) 第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。

平成 2 3 年 1 1 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護事業所夕葉町 八代市夕葉町 7 番地 3	医療法人明朋会	平成 2 3 年 1 1 月 7 日

熊本県告示第 1 1 3 8 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 1 2 3 号) 第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 3 年 1 1 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
茶話本舗デイサービス梶尾町 熊本市梶尾町 1 1 3 2 番地 2	株式会社ウッドランドパ ス	平成 2 3 年 1 1 月 1 5 日

熊本県告示第 1 1 3 9 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 3 年 1 1 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ハローライフてくてく 熊本市帯山七丁目 7 番 4 1 号	東央株式会社	平成 2 3 年 1 1 月 1 2 日

熊本県告示第 1 1 4 0 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。

平成 2 3 年 1 1 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ハローライフてくてく 熊本市帯山七丁目 7 番 4 1 号	東央株式会社	平成 2 3 年 1 1 月 1 2 日

熊本県告示第 1 1 4 1 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 8 5 条の規定により公示する。

平成 2 3 年 1 1 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ケアプランセンターホープ 熊本市良町五丁目 2 3 番 2 0 号	株式会社ホープコート	平成 2 3 年 1 1 月 7 日

熊本県告示第 1 1 4 2 号

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から廃止の届出があったので、同法第 5 1 条の規定により公示する。

平成 2 3 年 1 1 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	サービスの種類
熊本こすもす園短期入所事業所 宇城市松橋町豊福 1 7 8 6 番地	社会福祉法人 熊本県手をつなぐ育成会 熊本市南千反畑町 3 番 7 号 川村 隼秋	平成 2 4 年 1 月 3 1 日	4312700067	短期入所
心陽学園短期入所事業所 熊本市富合町木原 1 0 1 番地	社会福祉法人 富合福祉会 熊本市富合町木原 1 0 1 番地 紫垣 洋伸	平成 2 4 年 2 月 2 9 日	4311510020	短期入所

熊本県告示第 1 1 4 3 号

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 4 7 条の規定により次の特定旧法指定施設から指定の辞退があったので、同法第 5 1 条の規定により公示する。

平成 2 3 年 1 1 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定辞退年月日	事業所番号	サービスの種類
熊本こすもす園 宇城市松橋町豊福 1 7 8 6 番地	社会福祉法人 熊本県 手をつなぐ育成会 熊本市南千反畑町 3 番 7 号 川村 隼秋	平成 2 4 年 1 月 3 1 日	4312700067	知的障害 者授産施 設
セルプ ほほえみ 熊本市内田町 3 5 6 0 - 1	社会福祉法人 恩賜財 団済生会 東京都港区三田一丁目 4 番 2 8 号 支部熊本県済生会 須古 博信	平成 2 4 年 2 月 2 9 日	4310100211	知的障害 者授産施 設
心陽学園 熊本市富合町木原 1 0 1 番地	社会福祉法人 富合福 祉会 熊本市富合町木原 1 0 1 番地 紫垣 洋伸	平成 2 4 年 2 月 2 9 日	4311510020	知的障害 者授産施 設

熊本県告示第 1 1 4 4 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 3 年 1 1 月 1 5 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 3 年 1 1 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路 線 名	区 域 を 変 更 す る 区 間	前 後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	芦北坂本 線	葦北郡芦北町大字宮浦字大久保 3 0 4 番 2 地先から 同所 3 0 2 番 3 地先まで	前	7.5 ～ 26.0	62.0	単道改 (改築に 伴う拡 幅)
			後	7.5 ～ 26.0	62.0	
		葦北郡芦北町大字宮浦字大久保 3 0 2 番 3 地先から 同所 3 0 2 番 3 地先まで	前	6.0 ～ 45.1	300.5	
			後	22.9 ～ 58.0	231.3	
				6.0 ～ 58.0	300.5	

2 区域を変更する期日 平成 2 3 年 1 1 月 1 5 日

公 告

熊本県公告第 5 8 8 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 2 3 年 1 1 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 天草市南新町 9 番地 1
- 2 築造者の氏名 幸和開発有限会社
- 3 道路の位置 天草市丸尾町 3 6 番 4
- 4 道路の幅員 6 . 5 0 メートル
- 5 道路の延長 2 7 . 3 5 メートル
- 6 指定年月日 平成 2 3 年 1 0 月 2 6 日
- 7 指定番号 熊本県指令天草技管第 1 4 号

熊本県公告第 5 8 9 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 2 3 年 1 1 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 熊本市帶山三丁目 7 番 2 2 号
- 2 築造者の氏名 株式会社はぁーと WORLD
- 3 道路の位置 宇城市不知火町亀松字築合 1 4 0 番 1 0
- 4 道路の幅員 6 . 0 2 メートル
- 5 道路の延長 7 8 . 0 3 メートル
- 6 指定年月日 平成 2 3 年 1 0 月 2 5 日
- 7 指定番号 熊本県指令宇城景建第 2 7 号

熊本県公告第 5 9 0 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 2 3 年 1 1 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 熊本市水道町 5 番 2 1 号
- 2 築造者の氏名 株式会社ホームステージ
- 3 道路の位置 菊池郡大津町大字大津字上鶴 1 4 7 7 番 5
- 4 道路の幅員 5 . 0 0 メートル
- 5 道路の延長 2 1 . 0 0 メートル
- 6 指定年月日 平成 2 3 年 1 0 月 1 9 日
- 7 指定番号 熊本県指令菊池景建第 9 5 号

熊本県公告第 5 9 1 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 2 3 年 1 1 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 山鹿市鍋田 1 7 8 番地 1
- 2 築造者の氏名 株式会社エスケー不動産
- 3 道路の位置 山鹿市古閑字辻 1 3 0 9 番 1
- 4 道路の幅員 4 . 0 0 メートル
- 5 道路の延長 3 5 . 0 0 メートル
- 6 指定年月日 平成 2 3 年 1 0 月 2 6 日
- 7 指定番号 熊本県指令鹿本技管第 1 0 号

熊本県公告第 5 9 2 号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成 2 3 年 1 1 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
(1) 名称
三角港波多マリーナ(以下「マリーナ」という。)

- (2) 場所
宇城市三角町波多字郷開 2 8 6 4 番地 1 1 5
- (3) 施設の規模等
浮棧橋 3 基
駐車場面積 1, 8 2 3 m²
- (4) 施設の概要
長期使用浮棧橋 2 基、短期使用浮棧橋 1 基、入退場管理システム 1 式、防犯カメラ設備 1 式、駐車場、管理棟 1 棟、浄化槽 1 槽
- 2 指定管理者が行う業務
 - (1) 施設の利用調整及び管理に関する業務
 - (2) 施設の使用の許可に関する業務
 - (3) 施設の維持に関する業務
 - (4) その他指定管理者が港湾の管理上必要と認める業務
- 3 指定管理者の指定の期間
平成 2 4 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで
- 4 参加資格
次の要件の全てを満たす法人その他の団体であること。
 - (1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しないこと。
 - (2) 熊本県から指名停止措置又は「指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けていないこと。
 - (3) 労働者災害補償保険に加入していること。
 - (4) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
 - (5) 会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
 - (6) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
- 5 申請の手続
 - (1) 提出書類
申請に当たっては、次の書類を提出すること。
 - ア 指定管理者指定申請書
 - イ マリーナ指定管理者事業計画書及び収支予算書
 - ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
 - エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
 - オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
 - カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類
 - キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
 - ク 納税証明書
 - (ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
 - (イ) 熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
 - ケ 従業員名簿及び賃金台帳
 - コ グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）
 - サ 「指定管理者からの暴力団排除に関する合意書」に基づき、熊本県が実施する暴力団との関係の確認に關するの申立書
 - シ その他知事が必要と認める書類
 - (2) 申請書の提出先
熊本県土木部河川港湾局港湾課（県庁行政棟本館 1 2 階）
〒862-8570 熊本市水前寺六丁目 1 8 番 1 号
電話 0 9 6 - 3 3 3 - 2 5 1 5 F A X 0 9 6 - 3 8 7 - 2 4 6 1
 - (3) 提出期間
平成 2 3 年 1 2 月 5 日（月）から平成 2 3 年 1 2 月 1 3 日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時までとする。郵送の場合は、書留郵便により平成 2 3 年 1 2 月 1 3 日（火）の午後 5 時までに必着すること。
※電子メール及びファクシミリでの提出は、認めない。
 - (4) 提出部数
正本 1 部、副本 9 部
- 6 指定管理候補者の選定
平成 2 3 年 1 2 月以降に開催予定の指定管理候補者選考委員会において、各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を選考委員会の指定管理候補者の選考意見とし、最終的に県において選定する。
- 7 募集要項の交付
5 の（2）に掲げる場所で、平成 2 3 年 1 1 月 1 5 日（火）から 1 2 月 1 3 日（火）

までの間に、交付する。

8 説明会

(1) 日時

平成 23 年 11 月 21 日 (月) 午後 3 時

(2) 場所

マリーナ管理棟内

(3) その他

説明会への参加を希望する場合は、法人等の名称及び参加者の氏名を 5 の (2) に掲げる部署にあらかじめ連絡すること。

9 留意事項

(1) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。

ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限等を守らなかったとき。

イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。

ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。

エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。

オ その他指定管理候補者選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき。

(2) 提出された書類は、県庁内での使用及び指定管理候補者選考委員会での検討のため複写する。

(3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例（平成 12 年熊本県条例第 65 号）に基づく開示の請求により開示することがある。

10 その他

(1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。

(2) 指定管理候補者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。

(3) 利用料金収入は、マリーナの維持管理に係る経費に充てる。

(4) 指定管理者は、指定期間中における各事業年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までを 1 事業年度とする。）終了後において、418 千円又は剰余金（各事業年度の総収入額が当該事業年度の総支出額を超える場合におけるその超える部分の金額）から消費税額を除いた額の 50% に相当する額のいずれか高い額を、県に納付するものとする。

(5) 問合せ先

5 の (2) に同じ。

熊本県公告第 593 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により都市計画を変更したいので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、熊本市及び合志市の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することかできる。

平成 23 年 11 月 15 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 都市計画の種類

熊本都市計画道路 3・1・1 号 新南部四方寄線

2 都市計画の変更に係る土地の区域

熊本市鶴羽田町字上の原、字大道端、字羽田屋敷、字迫畑、字東畑、字山際畑、四方寄町字石田、字葉山、字柳迫、字迫ノ上、字東六反割、字外沖、合志市須屋字西谷の各一部

3 都市計画の案の縦覧場所

熊本県土木部道路都市局都市計画課、熊本県熊本土木事務所技術管理課、熊本県菊池地域振興局土木部技術管理課、国土交通省九州地方整備局熊本河川国道事務所調査第二課、熊本市都市建設局都市政策部都市計画課、合志市都市建設部都市計画課

4 縦覧期間

平成 23 年 11 月 15 日から平成 23 年 11 月 29 日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

熊本県公告第 594 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により都市計画を変更したいので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、菊池市の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することかできる。

平成 23 年 11 月 15 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
菊池都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
菊池都市計画区域及び泗水都市計画区域の全域並びに菊池市大字木柑子、大字広瀬、大字出田、大字森北、大字旭志伊坂及び大字旭志川辺の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
熊本県土木部道路都市局都市計画課、熊本県菊池地域振興局土木部技術管理課、菊池市建設部都市整備課、菊池市泗水総合支所産業建設課、菊池市旭志総合支所産業建設課、菊池市七城総合支所産業建設課
- 4 縦覧期間
平成 23 年 11 月 15 日から平成 23 年 11 月 29 日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

熊本県公告第 595 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。
平成 23 年 11 月 15 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市須屋字上出口 2648 番 1、同 2647 番 2 の一部、同 2651 番 7、同 2652 番 1 の一部、同 2653 番 1、同 2654 番の一部、同 2657 番 2、同 2657 番 28、同 2646 番 28 及び同 2657 番 87
10、119.80 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡菊陽町光の森六丁目 19 番地 5
有限会社 大輝不動産

正 誤

平成 23 年 11 月 1 日熊本県公報第 12058 号目次中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
1	2 1	公の施設における指定管理者の募集（熊本県総合福祉センター）	公の施設における指定管理者の募集
1	2 1	（健康福祉政策課） 10	（熊本県総合福祉センター） 10
1	2 2	公の施設における指定管理者の募集（熊本県立劇場）	公の施設における指定管理者の募集
1	2 2	（文化企画課） 12	（熊本県立劇場） 12